

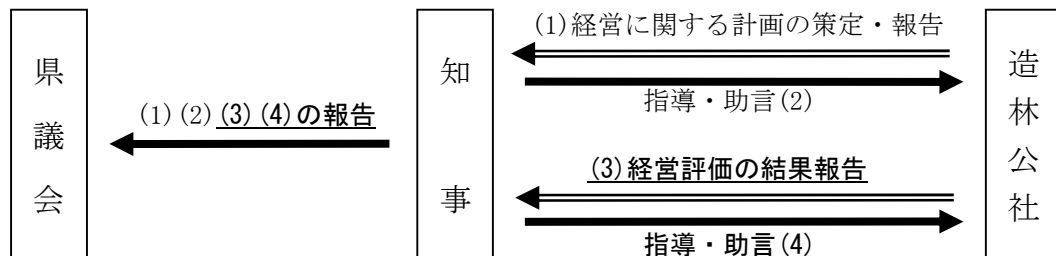
## 一般社団法人滋賀県造林公社の平成27年度中期経営改善計画 に関する経営評価結果について

### 1 経営評価について

#### (1) 評価の位置づけ

- ・ 一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例(以下「条例」という。)において、知事は、一般社団法人滋賀県造林公社(以下「公社」という。)に対して、毎事業年度終了後、事業の実施状況等について自己評価を行い、その結果報告を求めると、公社からの報告に対し必要な指導および助言を行うこと、そして、それらの内容を県議会に報告することと規定されている。
- ・ 今般、公社から中期経営改善計画(以下「中期計画」という。)に基づく平成27年度事業の実施状況等に関する自己評価結果の報告があり、公社に対して県として必要な指導および助言を行った。
- ・ なお、平成27年度は第1期中期計画期間(平成23年度～平成27年度)の最終年度にあたることから、第1期中期計画全体の達成状況および長期経営計画の達成見込等に関する評価についても報告する。

<参考> 条例に基づく県の関与の仕組み



#### (2) 評価方法

##### ○平成27年度事業実施状況

- ・ 中期計画に掲げる小項目ごとにH27事業実績を明示し、計画に対する達成状況を評価するとともに、小項目ごとの評価を踏まえ、大項目ごとについても評価し、その要因を分析する。なお、評価はA～Dの4段階で行う。
- ・ 項目別評価の結果を踏まえ、全体評価を行う。

<参考>

##### 項目別評価における達成状況の基準

- A：計画を達成している (達成率が90%以上)
- B：おおむね計画を達成している (達成率が70%以上90%未満)
- C：計画の達成が遅れている (達成率が40%以上70%未満)
- D：計画の達成が著しく遅れている (達成率が40%未満)

##### ○第1期中期計画達成状況および長期経営計画の達成見込

- ・ 中期計画に掲げる小項目ごとに計画期間全体の達成状況を明示し、大項目ごとの評価を行う。

##### ○評価委員会

- ・ 評価に当たっては、外部有識者からなる経営評価委員会の検証結果および意見を踏まえるものとする。

##### 経営評価委員会の委員名簿および開催期日

氏名	現職
栗山 浩一(委員長)	京都大学大学院教授
土井 裕明	弁護士
宮城 定右衛門	森林経営者(指導林家)

7月19日

- ・ 事業実施状況等の説明および質疑
- ・ 評価案の説明および質疑
- ・ 評価案に対する意見等の取りまとめ

## 2 平成 27 年度経営評価結果について

### (1) 大項目別評価

#### ① 森林整備に関する事項

##### 【小項目別評価結果】

項 目	評価	評価理由
採算性判定に基づく森林区分	A	・ 計画に基づき採算性判定を実施
保育施業基準の見直しと森林整備	A	・ 枝打、病虫害獣防除は計画以上に実施 ・ 路網等整備は計画以上に実施
利用間伐の推進	A	・ 民有林との連携によりおおむね計画どおりの面積を実施

##### 【評価】

A評価

##### 【評価理由】

- ・ 森林の生育状況を見極め、必要な保育施業を実施した。
- ・ 除伐、間伐については計画を下回ったが、枝打および病虫害獣防除は計画以上の実施となった。
- ・ 路網等整備については、台風等の災害復旧のため、平成 26 年度に引き続き作業道補修を実施するとともに、作業道開設を計画以上に実施した。

##### 【要因分析】

- ・ 深刻化しているシカやクマの剥皮被害による森林資産価値の低下を防ぐため、重点的に病虫害獣防除を実施した。
- ・ 平成 28 年度以降の伐採を確実に推進するため、計画以上の作業道の開設および補修を実施した。

##### 【次年度以降の必要な取組】

- ・ シカやクマによる剥皮被害が今後も拡大する恐れがあるため、病虫害獣防除事業を優先して取り組む。
- ・ 本格化する伐採に向けた生産基盤の整備として、路網等整備を積極的に実施する。

##### 【参考（経営評価委員会意見）】

- ・ 特になし

#### ② 木材の生産および販売に関する事項

##### 【小項目別評価結果】

項 目	評価	評価理由
分収造林事業	D	・ 計画以上の伐採面積および木材生産量を確保 ・ 木材価格の低迷等により計画した販売収入を確保できず
分収育林事業	C	・ あいの森の伐採および収益分収を実施
販路の開拓	A	・ 公共施設等の木造化・木質化に対応した多賀町との木材利用協定の締結
素材生産業者に対する情報提供	A	・ 平成27年度伐採事業地等に係る情報提供

##### 【評価】

C評価

##### 【評価理由】

- ・ 計画どおり伐採を開始し、計画以上の面積と木材生産を実施したが、木材価格の低迷等により計画した販売収入が得られなかった。

- ・ 公共施設等の木造化・木質化に係る大口の県産材需要に対応するため多賀町と木材利用協定を締結し、新たな販路の開拓につなげた。

【要因分析】

- ・ 準全木集材による作業道上での造材を採用することで収益性と労働安全性の向上を図ったが、計画した販売収入を得られるだけの生産経費の圧縮につながらなかった。

【次年度以降の必要な取組】

- ・ 木材生産の収益性を高めるために、市場ニーズに応じた木材の生産等を行うとともに、大口需要先への直接搬入や林地残材等の販売に努める。
- ・ 公共施設等の木造化等に伴う大口需要に対応するため、今後も、市町等との木材利用協定の締結を進める。

【参考（経営評価委員会意見）】

- ・ 補助金を加えた収益がプラスになっていることは評価できるが、国の補助金が今後どのようになるか分からない中で、定性間伐施業によりコストが高くなることが想定され、収益改善に向けたコスト圧縮の経営努力が必要である。

③財務状況の改善に関する事項

【小項目別評価結果】

項 目						評 価	評 価 理 由
分収割合の変更 (分収造林契約の変更率) 単位：%						D	・ 財産区や生産森林組合等の大規模面積所有者との変更が一定進んだが、理解を得るのに時間を要し、目標を達成できなかった。
	H23	H24	H25	H26	H27		
計画	50	80	100				
実績	0.7	16.6	35.6	51.1	57.4		
不採算林の解約 (分収造林契約の解約率) 単位：%						D	・ 伐採時期や契約期限が迫っている事業地の分収造林契約の変更等を優先して進めたが、解約に対する理解が得られず、実績が伸びなかった。
	H23	H24	H25	H26	H27		
計画	30	80	100				
実績	0.0	40.1	57.6	58.7	59.0		
契約期間の延長 (分収造林契約の変更率) 単位：%						A	・ 既に90%を超える実績となっている中で、3.4%の進捗があった。
	H23	H24	H25	H26	H27		
計画	90	95	100				
実績	82.6	90.1	90.2	90.4	93.8		
企業の森(琵琶湖森林づくりパートナー協定)の導入						C	・ ホームページで企業の森候補地について情報提供 ・ 導入には至らず
補助金の確保および受託事業の確保						A	・ 計画目標より35百万円収入増
経費の節減						A	・ プロポーザルでの施業委託による合理化
分収造林事業						A	・ 3事業地の伐採等により計画を上回る償還財源の確保
分収育林事業						A	・ 計画通り伐採を実施し償還財源を確保

【評価】

C評価

【評価理由】

- ・ 分収造林事業および分収育林事業の伐採に伴う償還財源の確保については、年度目標を達成した。
- ・ 経営状況改善のための重点事項である分収割合の変更については、6.3%の進捗により57.4%の達成率となったが、計画目標である100%を達成していない。

【要因分析】

- ・ 契約未更改の事業地の多くは、これまでの経過からも交渉が厳しい状況にある。
- ・ 分収割合の変更については、土地所有者の理解を得にくいことから時間を掛けて粘り強く交渉する必要がある。

【次年度以降の必要な取組】

- ・ 契約地ごとの課題や問題点に即した説明を行い、土地所有者の理解が深まるよう努める。

【参考（経営評価委員会意見）】

- ・ 分収造林契約の変更等において、特に理解を得るのに時間を要している財産区や生産森林組合等の大規模所有者に対しては、4回に分けて伐採することで段階的に天然林に移行し、森林管理の負担を軽減できるというメリットをしっかりと伝えていく必要がある。
- ・ 契約期間の延長は単年度で3.4ポイント進捗し、93.8%の達成率となったことから、平成27年度はA評価に変更することが妥当である。
- ・ J-クレジット制度の導入には、審査等の経費に見合うクレジットの販売価格が得られるかが鍵になる。現在、世界的に価格が低迷状況にあるが、今後の社会情勢の変化等を見ながら、引き続き、導入に向けて検討をしていくべきである。
- ・ 森林認証についても、審査等にコストが掛かるが、そのコストを上回る収益が得られるかどうかを見定め、今後の社会情勢の変化等を見ながら、引き続き、導入に向け検討をしていくべきである。

④組織体制の改善に関する事項

【小項目別評価結果】

項目	評価	評価理由
事務局体制の整備	C	・ 経営責任者の設置は引き続き検討 ・ 販売推進課の設置と人員体制強化
人材の育成・確保	A	・ 研修会への参加等で人材育成および生産・販売体制の強化

【評価】

B評価

【評価理由】

- ・ 専任の経営責任者の設置については、分収造林契約の変更等や公社材の生産および販売の規模等を見据えながら、さらに検討することとした。
- ・ 人材の育成・確保については、造材技術等の研修会への参加等、人材育成および生産・販売体制を強化した結果、平成27年度からの伐採に活かすことができた。

【要因分析】

- ・ 専任の経営責任者の設置については、分収造林契約の変更等や公社材の生産および販売を進める上で、これらが一定軌道に乗るまでは県の指導および助言が必要であり、現時点では知事が理事長であることの重要性は高い。

【次年度以降の必要な取組】

- ・ 専任の経営責任者を設置するために、引き続き、分収造林契約の変更等を進めるとともに、公社材の生産および販売を推進し、公社経営の安定化を図る。

【参考（経営評価委員会意見）】

- ・ 特になし。

⑤その他経営の改善に関し必要な事項

【小項目別評価結果】

項 目	評価	評価理由
関係者への情報の提供・発信	A	・ ホームページ等を通じた情報提供
森林づくり活動等への参画の促進	A	・ ホームページを通じて森林づくり活動の場としての情報提供
毎年度の事業実施状況の自己評価	A	・ 経営評価委員会の検証を経て、自己評価を実施
関係者への支援要請と連携	A	・ 県に支援を要請 ・ 国等関係機関への要望活動を実施

【評価】

A評価

【評価理由】

- ・ 事業実施状況の自己評価の結果を踏まえ、計画目標の達成に向けた経営改善に取り組むとともに、これまでの評価結果を反映した第2期中期計画を策定した。
- ・ 公社経営の透明性の向上と事業への理解の醸成を図るため、ホームページ等を通じて情報の提供に努めた。

【要因分析】

- ・ 本格的な伐採を開始したことから、これまで以上に経営の透明性の確保と情報提供を行った。

【次年度以降の必要な取組】

- ・ 公社の経営状況等について、ホームページ等を通じ、土地所有者等に対して積極的に情報の提供および発信を行い、経営の透明性の向上と事業への理解の醸成を図り、販路開拓等につなげる。
- ・ 林業成長産業化対策の推進等への取組について、県等に支援・協力を要請する。

【参考（経営評価委員会意見）】

- ・ 天然下種更新は、シカの食害もあり技術的に未確定な部分が多いため、県や研究機関と連携し、定期的なモニタリング調査を行うこと等により、どのような更新方法が望ましいのか検証し、伐採を進める必要がある。

(2)全体評価

- ・ 平成27年度は、第1期中期計画の最終年であるとともに、計画に基づき本格的な伐採に着手した。
- ・ これまでの事業実施状況の自己評価の結果を踏まえ、平成28年度から5年間を計画期間とする第2期中期計画を策定した。
- ・ 「A評価（計画を達成している）」、「B評価（おおむね計画を達成している）」と自己評価した小項目が21項目中15項目となり、また、大項目ごとの評価では、A評価とB評価が5項目中3項目になっている。
- ・ 計画の達成を左右する分収割合の変更および分収造林事業の販売収入の確保が課題となっており、なお一層の工夫と努力を重ねる必要がある。
- ・ 今後は、分収造林契約の変更について、伐採後の森林の状況等を具体的に説明資料に盛り込む等、契約地ごとの課題や問題点に即した説明を行い、理解が得られるよう

粘り強く協議を継続していく。

- ・ 木材生産の収益性を高めるために、引き続き、市場ニーズに応じた木材生産等や大口需要先への直接搬入により物流コストを抑制する等の販売に努める。
- ・ 公共施設等の木造化等に伴う大口需要に対応するため、引き続き、市町等との木材利用協定の締結を進めるとともに、バイオマス発電等向けの林地残材や輸出等による新たな販路拡大に努める。

大項目	評価	小項目の達成状況					評価対象としないもの
		A	B	C	D	合計	
① 森林整備に関する事項	A	3				3	1
② 木材の生産および販売に関する事項	C	2		1	1	4	2
③ 財務状況の改善に関する事項	C	5		1	2	8	4
④ 組織体制の改善に関する事項	B	1		1		2	2
⑤ その他経営の改善に関し必要な事項	A	4				4	4
計		15		3	3	21	13

### 3 第1期中期計画の達成状況および長期経営計画の達成見込について

#### (1) 森林整備に関する事項

##### 【小項目別達成状況】

項目	達成状況
採算性判定に基づく森林区分	・ 計画どおり平成23年度と平成27年度に実施
保育施業基準の見直しと森林整備	・ 保育施業基準に基づき、必要な保育施業を実施 ・ 重点的に病虫害獣防除を実施
利用間伐の推進	・ 豪雨災害等による被害等により伐採面積や生産材積は計画を下回った
分収育林事業	・ 重点的に病虫害獣防除を実施し、計画以上の施業面積を実施

##### 【評価】

B評価

##### 【評価理由】

- ・ 森林整備については、計画以上の保育施業等を実施
- ・ 利用間伐については、豪雨災害や台風災害により実施を見送った箇所があり、計画目標未達成

##### 【年度別評価】

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
B	B	B	B	A

##### 【長期経営計画の達成見込】

- ・ 保育施業や路網整備については、引き続き、森林の生育状況や被害状況を見極めるとともに、伐採計画を見据え実施していく。
- ・ 利用間伐については、民有林との連携を進める等、間伐実施箇所や搬出可能区域を確保し、長期経営計画の目標を達成できるよう努める。

##### 【参考（経営評価委員会意見）】

- ・ 特になし

(2) 木材の生産および販売に関する事項

【小項目別達成状況】

項 目	達成状況
分収造林事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画どおり平成27年度から伐採を開始</li> <li>・計画した販売収入は得られず</li> </ul>
間伐地の更新状況等調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県と協力して3箇所で公社林の調査を実施</li> </ul>
分収育林事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大河原の森は台風災害等により伐採に着手できず</li> <li>・その他の事業地は計画どおり実施</li> </ul>
販路の開拓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材流通センターを核に販路を確保</li> <li>・多賀町と木材利用協定締結</li> <li>・林地残材のバイオマス利用の販路を確立</li> </ul>
木材販売の基盤の整備（中間土場の確保に向けた検討）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県下4箇所の木材流通施設を中間土場として確保</li> </ul>
木材販売の基盤の整備（素材生産業者への情報提供）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページに伐採計画等を掲載</li> <li>・木材生産等研修会を開催し情報提供</li> </ul>

【評価】

B評価

【評価理由】

- ・計画どおり伐採を開始し、計画以上の面積と木材生産を実施したが、計画した販売収入が得られていない。
- ・木材の販売については、多賀町との木材利用協定締結やバイオマス発電等向けの林地残材等の販路を確立した。

【年度別評価】

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
B	B	A	A	C

【長期経営計画の達成見込】

- ・木材価格の低迷、獣害の深刻化や生育不良等によるA材割合の低下、労務単価の上昇による事業費の増加等により収益性は悪化しており、木材生産を取り巻く状況は厳しい。
- ・市場ニーズに応じた木材生産、林地残材の利用による販売収入の拡大や公共施設等の木造化・木質化に伴う大口需要への対応等の新たな販路開拓により、収益性を改善し、長期経営計画の目標を達成できるよう努める。

【参考（経営評価委員会意見）】

- ・木質バイオマス発電用に材を搬出して、経費が掛かりすぎると問題だが、公社が実施しようとしている方法は、作業道沿いに林地残材を集積し、それをチップ業者に引き取りに来てもらい、少しでも販売収入を得ようとするもので、公社の追加コストがなく問題はないため、是非、進めていただきたい。

(3) 財務状況の改善に関する事項

【小項目別達成状況】

項 目	達成状況
分収割合の変更に係る分収造林契約の変更率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての土地所有者と協議を行ったが、目標達成ができなかった。</li> <li>・契約変更率 57.4%</li> </ul>
不採算林に係る分収造林契約の解約率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての土地所有者と協議を行ったが、目標達成ができなかった。</li> <li>・契約解約率 59.0%</li> </ul>

項 目	達成状況
契約期間の延長に係る分収造林契約の変更率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての土地所有者と協議を行ったが、目標達成ができなかった。</li> <li>・契約変更率 93.8%</li> </ul>
地域協力員の設置・活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画どおり地域協力員を40人設置し、関係者との関係構築を図った上で地域説明会を開催した。</li> </ul>
地域説明会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画を大幅に上回る 354 回の地域説明会を開催した。</li> </ul>
企業の森（琵琶湖森林づくりパートナー協定）の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等が求める条件と折り合わず、目標達成ができなかった。</li> </ul>
滋賀県森林CO <sub>2</sub> 吸収認証、カーボン・オフセット・クレジット制度（J-VER）の導入検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度から伐採を開始したため導入には至っていないが、引き続き導入を検討</li> </ul>
森林認証の導入検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度から伐採を開始したため導入には至っていないが、引き続き導入を検討</li> </ul>
補助金の確保および受託事業の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画を138百万円上回り確保</li> </ul>
経費の節減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロポーザル方式の導入等により、合理化を推進し事業費および管理費を削減</li> </ul>
分収造林事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画を上回る償還財源を確保</li> </ul>
分収育林事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画を上回る償還財源を確保</li> </ul>

【評価】

C評価

【評価理由】

- ・分収造林事業や分収育林事業の実施に伴う償還財源の確保については、目標を達成した。
- ・経営状況改善のための重点事項である分収割合の変更について、計画目標である100%は未達成である。

【年度別評価】

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
C	C	C	C	C

【長期経営計画の達成見込】

- ・長期経営計画の収支見通しに大きく影響する分収割合の変更については、平成25年度末に100%達成をめざしていたが、分収交付金の減額について理解を得るのに時間を要し、第1期中期計画期間中の進捗は57.4%に留まっている。
- ・これまでの経過からも分収割合の変更に理解を得ることは厳しい状況にあるが、説明資料において、伐採後の森林状況等を示すことにより、理解が得られるよう粘り強く協議を継続し、第2期中期計画期間中での100%達成をめざす。

【参考（経営評価委員会意見）】

- ・分収造林契約の変更について、契約件数の率では、7割を超えているが、経営という観点では、面積率が重要である。引き続き、第2期中期計画に基づき、分収造林契約の変更等を進めて欲しい。



(4) 組織体制の改善に関する事項

【小項目別達成状況】

項 目	達成状況
財団法人びわ湖造林公社との合併	・ 計画どおり両公社を合併
新法人への移行	・ 計画どおり新法人へ移行
事務局体制の整備	・ 事務局組織の改編を計画どおり実施 ・ 専任の経営責任者の設置は引き続き検討
人材の育成・確保	・ 研修への参加等により人材育成および生産・販売体制の強化

【評価】

B評価

【評価理由】

- ・ 公益法人制度改革への対応については、計画どおり実施した。
- ・ 事務局体制の整備については、新たに営業課を設置する等、計画どおり組織改編したが、専任の経営責任者（理事長）の設置には至っていない。

【年度別評価】

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
A	C	B	C	B

【長期経営計画の達成見込】

- ・ 専任の経営責任者（理事長）の設置については、第1期中期計画期間中に達成できなかったが、第2期中期計画期間中に公社材の生産・販売体制の確立と契約更改の目標達成に鋭意取り組み、設置に向けた環境を整えた上で、できる限り早い時期の設置をめざす。

【参考（経営評価委員会意見）】

- ・ 特になし。

(5) その他経営の改善に関し必要な事項

【小項目別達成状況】

項 目	達成状況
林業公社会計基準への対応	・ 計画より前倒しして適用
契約方法の改善	・ 計画どおり一般競争入札制度を導入
関係者への情報の提供・発信	・ ホームページ等により情報提供・発信
森林づくり活動等への参画の促進	・ ダイレクトメール、ホームページ等により情報提供
森林法に基づく森林経営計画の策定	・ 計画どおり策定
森林資源管理台帳の整備	・ 計画どおり台帳整備し、毎年度情報更新
毎年度の事業実施状況の自己評価	・ 評価委員会を設置し、毎年度、自己評価を実施
関係者への支援要請と連携	・ 県へ支援を要請 ・ 国等関係機関への要望活動を実施

【評価】

A評価

【評価理由】

- ・ 事業実施状況の自己評価の結果を踏まえ、計画目標の達成に向け経営改善に取り組むとともに、これまでの評価結果を反映した第2期中期計画を策定した。
- ・ 公社経営の透明性の向上と事業への理解の醸成を図るため、ホームページ等を通じ情報の提供に努めた。

#### 【年度別評価】

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
A	B	A	A	A

#### 【長期経営計画の達成見込】

- ・ 毎年度の事業実施状況の自己評価等を計画に従い実施してきた。
- ・ 今後は、琵琶湖・淀川の水源かん養やCO<sub>2</sub>吸収等における公社林の社会的貢献への理解の醸成や木材の販路開拓等につながる情報提供の場として、びわ湖環境ビジネスメッセに参加する等、積極的な広報に努める。

#### 【参考（経営評価委員会意見）】

- ・ 公社林の社会的貢献度について、現在、滋賀県が森林の公益的機能の経済評価を検討しているので、県と情報共有し、公社林がどれだけの経済価値を持っているのか、どれぐらい社会貢献しているのかといったことを定量的に評価し、積極的に情報発信すべきである。

## 4 県の指導および助言について

公社から報告を受けた平成 27 年度中期経営改善計画に関する経営評価結果については、着実な中期計画の推進を図り、健全な経営を確保するため、条例第 2 条第 4 項の規定に基づき、次の事項に特に留意するよう指導および助言を行った。

- (1) 本県の森林面積の多くを占める公社管理の森林が、琵琶湖の水源かん養等の公益的機能を有し、琵琶湖・淀川流域の産業活動や住民生活等に大きな役割を果たしていることを踏まえ、事業実施に当たっては、これらの公益的機能が持続的に発揮できるよう十分に配慮すること。
- (2) 採算林における分取割合の変更や不採算林の返還については、これまでから計画目標の達成に向けて指導してきたところであるが、平成 27 年度実績においても依然として計画目標を大きく下回っている。また、採算林における契約期間の延長についても計画目標に達していない。これらの項目は、中期計画および長期経営計画の中核をなす重要な経営改善事項であり、計画目標の達成に向けてさらに一層の努力をすること。
- (3) 引き続き経営評価を適切に実施するとともに、評価委員会において出された意見を真摯に受け止め、第 1 期中期計画期間における課題等も踏まえて新たに策定した第 2 期中期計画の着実な推進を図ること。
- (4) 平成 27 年度から開始した公社林の伐採に当たっては、収益性の高い木材の生産と販売を行い、収益の確保に努めるとともに、公社は地域の木材生産の核であり、本県の林業の成長産業化をけん引する役割であることを認識し、本県の林業施策と十分に連携を図り、県内林業の活性化に資する役割を果たすこと。